

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法令名	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	法令の番号	昭和45年法律第20号
不利益処分の種類	特定建築物所有者への改善命令等	根拠条項	第12条
処 分 基 準	<p>知事は、法第11条第1項に基づき、特定建築物の所有者に対し、維持管理の状況について報告の徴収や立入検査等の権限を行使した場合において、その維持管理が施行令第2条に規定する建築物環境衛生管理基準にしたがって行われておらず、かつ当該特定建築物内における人の健康を損ない、又は損なうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有する者に対し、当該維持管理の方法その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。</p>		
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所
		交付機関	保健福祉事務所
			目次 NO